

大分県報

平成二十九年
号外（一〇）
三月一日
（水曜日）

目次

公 告

懲戒処分のお知らせ.....一

○公 告

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第一項第一号、第二号及び第三号の規定により、次のとおり処分した。

平成二十九年三月一日

大分県教育委員会

一 処分をした年月日

平成二十九年三月一日

二 処分を受けた者の職名及び氏名

大分県立国東高等学校 臨時農務技師 山下昇

三 処分の内容

地方公務員法第二十九条第一項第一号、第二号及び第三号の規定により懲戒処分として免職する。

四 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第四十六条の規定による教示

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

平成二十九年三月一日

大分県報号外（公告）